

議員提出議案第三号

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年九月二十七日

提出者

杉並区議会議員

鈴木 信男

同

原田 あきら

同

くすやま 美紀

同

山崎 一彦

杉並区議会議長 今井 讓 様

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成五年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区子ども医療費の助成に関する条例

本則中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第二条第一項中「六歳」を「十二歳」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、七歳から十二歳の子ども入院費については、平成十九年四月一日から施行する。その場合、子どもに係る医療費の助成は、当該子どもが病院等において医療費に関する給付を受けた場合に、対象者（子どもの保護者に限る。以下この項において同じ）の申請に基づき、助成する額を当該対象者に支払うことによつて行う。

（提案理由）

子どもの医療費の助成を一層拡充する必要がある。

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

旧 条 例

杉並区子どもの医療費の助成に関する
条例

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する
条例

(目的)

(目的)

第一条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

第一条 この条例は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子ども 十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

一 乳幼児 六歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

(助成を受けることができる者)

(助成を受けることができる者)

第三条 この条例により医療費の助成を受け

第三条 この条例により医療費の助成を受け

ることが出来る者は、子どもの保護者であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 保護者及びその者の保護する子どもが、杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。

二 保護者の保護する子どもが、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者若しくは規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者又はこれに準ずる者であつて規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する保護者は、医療費の助成の対象としない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）による保護を受けている者

二 前号のほか、規則で定める者

（医療証）

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する子どもについて区長に

ることが出来る者は、乳幼児の保護者であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 保護者及びその者の保護する乳幼児が、杉並区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。

二 保護者の保護する乳幼児が、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者若しくは規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者又はこれに準ずる者であつて規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児が次の各号のいずれかに該当する保護者は、医療費の助成の対象としない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）による保護を受けている者

二 前号のほか、規則で定める者

（医療証）

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する乳幼児について区長に

申請し、規定の定めるところにより、この
 条例による助成を受ける資格を証する医療
 証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第六条 区は、前条の規定により医療証の交
 付を受けた者(以下「対象者」という。)
 の保護する子どもの疾病又は負傷について
 国民健康保険法又は社会保険各法の規定に
 より医療に関する給付が行われた場合にお
 ける医療費(健康保険の療養に要する費用
 に額の算定方法によって算定された額(当
 該法令の規定に基づきこれと異なる算定方
 法によることとされている場合においては、
 その算定方法によって算定された額)を超
 える額を除く。)のうち、当該法令の規定
 によって当該子どもに係る国民健康保険法
 による世帯主若しくは社会保険各法による
 被保険者その他これに準ずる者が負担すべ
 き額(病院又は診療所への入院及びその療
 養と併せて食事の提供たる療養(以下「標
 準負担額相当額」という。))を除く。)を
 助成する。

申請し、規定の定めるところにより、この
 条例による助成を受ける資格を証する医療
 証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第六条 区は、前条の規定により医療証の交
 付を受けた者(以下「対象者」という。)
 の保護する乳幼児の疾病又は負傷について
 国民健康保険法又は社会保険各法の規定に
 より医療に関する給付が行われた場合にお
 ける医療費(健康保険の療養に要する費用
 に額の算定方法によって算定された額(当
 該法令の規定に基づきこれと異なる算定方
 法によることとされている場合においては、
 その算定方法によって算定された額)を超
 える額を除く。)のうち、当該法令の規定
 によって当該乳幼児に係る国民健康保険法
 による世帯主若しくは社会保険各法による
 被保険者その他これに準ずる者が負担すべ
 き額(病院又は診療所への入院及びその療
 養と併せて食事の提供たる療養(以下「標
 準負担額相当額」という。))を除く。)を
 助成する。

2

略

2

略